

平成27年12月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成27年12月16日(水)

[委員会の概要]

須見委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに議事に入ります。

本日の議題は当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

- 徳島県漁業版事業継続計画(県漁業版BCP)骨子(案)について(資料①)

山本農林水産部副部長

この際、一点御報告させていただきます。徳島県漁業版事業継続計画、いわゆる県漁業版BCPの骨子(案)についてでございます。お手元にお配りしております資料を御覧ください。南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震・津波が発生した場合には、とりわけ、沿岸部や離島においては、地域の主要産業である漁業そのものが甚大な被害を被ることが想定されますことから、事前に被災後の漁業を可能な限り早期に回復させるための対策を講じておくことは、極めて重要であります。

そこで、南海トラフ巨大地震等が発生した場合に、いち早く漁業を復興させることを目的に県として実施すべき対策や体制を明らかにするとともに、日頃からの備えとして、これらを円滑に進めるために必要な事前準備を着実に実施するため、この度、徳島県漁業版事業継続計画、いわゆる県漁業版BCPを策定することといたしました。

2の基本方針といたしましては、(1)被災後2年以内に漁業を本格復旧する、(2)県南部においては、耐震岸壁を備えた牟岐漁港、浅川港を核として、漁業の早期再開に向けた体制を整備する、(3)水産研究課美波庁舎、漁業用牟岐無線局を支援拠点と位置付け、機能強化するの三点を掲げ、漁業の早期再開に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、3、主な事前対策(案)についてでございますが、災害発生後は、人命確保に向けた取組を最優先とし、さらに漁業を本格復旧させるまでの期間を三つのフェーズで区分し、

それぞれの区分に応じて、実施すべき事前対策を整理してまいりたいと考えております。具体的には、まず、(1)人命確保に向けた取組を進めるための事前対策といたしまして、海上避難ガイドマップを用いた訓練の実施や海上防災通信ネットワーク体制の強化などを、また、(2)のフェーズ1、発災から3か月程度までに行う応急復旧業務を進めるための事前対策では、関係機関や団体との連携体制の構築や被害状況を把握するためのチェックリストの整備などを、(3)のフェーズ2、発災から1年以内を目途に行う漁業の早期再開に向けた業務を進めるための事前対策では、漁船・漁具等の高所保管の促進やわか

め種苗等の確保に向けた広域的な相互応援協定の締結などを、(4)のフェーズ3、発災から2年以内をめどに行う漁業の本格復旧に向けた業務を進めるための事前対策としては、放流用種苗の調達先や必要な資機材の検討、漁港や共同利用施設の被災事例調査や補助事業リストの整備などを、それぞれ盛り込んでまいりたいと考えております。

本骨子(案)につきましては、去る12月2日に、大学や漁業関係者など10人で構成する第1回目の検討委員会を開催し、御審議いただいたところであり、引き続き、具体的な対策内容などについて、御意見、御提言を頂くこととしております。今後、議会での御論議はもとより、関係市町村、漁業関係団体などの御意見等も踏まえ、本年度内に策定してまいりたいと考えております。報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

#### 須見委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

#### 達田委員

初めに、今朝の新聞でも報道されておりました伊方1号機冷却海水漏れという記事なんですけれども、このことでお尋ねをいたします。タービン建屋の地下1階の配管から冷却用の海水が漏れたということで、県にも連絡があったということなんですけれども、まず、この経過を詳しく教えていただけますか。

#### 金井危機管理政策課長

ただいま委員より、伊方1号機の冷却海水漏れの経緯ということでございますが、昨日11時10分頃、定期検査中の四国電力伊方原発1号機におきまして、タービン建屋地下1階の配管から、報道のとおり冷却用の海水9万4,000トンが漏れたとなっております。ちなみに、この伊方原発1号機というのは、再稼働に向けております3号機ではなくて、休止中の原子力発電所でございます。それで、その後、約3時間後に全て海水は回収したと聞いております。

それから、参考にですが、この海水には放射性物質は含まれておらず、建屋内だけで漏れて、敷地内、もちろん敷地外にも一切漏れていないということを確認しております。県では、こういった情報を四国電力から5時39分に電話と電子メールで情報を頂いたところでございます。

#### 達田委員

放射性物質が漏れたなんてことになると、大変なことなんですけど、県は何かあった場合に通報を受けるということで合意をしているということなんですけれども、この合意の内容は、通報を受ける際に、どういう場合にどういう段階で通報を受けるようになっているんでしょうか。

金井危機管理政策課長

現在、県では四国電力株式会社徳島支店から、伊方原子力発電所異常に係る情報伝達対応マニュアルというのを平成23年10月3日に策定しております。このマニュアルでは、伊方原子力発電所の異常があれば県に情報伝達を頂くもので、実は、この情報のレベルというのがA、B、C3段階ありまして、重大なものはA、軽微なものになりますとB、Cといくんですけど、その重大なもの、Aに該当するものがあれば徳島県に情報を頂くということで昨日情報を頂いたところでございます。

それから、このマニュアルにおきましては、情報を頂くタイミングなんですけども、四国電力からマスコミに資料提供するタイミングをもって県にも通報してくれといったことでもございまして、先ほど言いました17時40分頃報告いただいたところでございます。

達田委員

A、B、Cということなんですけども、この場合はAですね。報道の範囲でしか私は分かりませんが、11時40分頃に連絡があったんでしょうか。徳島県には午後3時39分と書かれているんですけども、実際はどっちなんですか。

金井危機管理政策課長

四国電力から本県に連絡があったのは、新聞の報道にありますとおり5時39分でございます。

達田委員

11時10分頃に排水槽の水位が上昇していることに気付きましたと。そして、約3時間後にこの海水全て回収したということなんです。私たち素人なんですけど、少なくとも、回収している途中で連絡しようと思えば連絡できると思うんですよね。それが全部回収し終えて、しかも、それが終わった段階でも3時過ぎですよね。それから2時間半もたつて、5時39分によく連絡があったと。これ、私は迅速な連絡体制になっているのかどうかというのは非常に疑問を感じるんですけども。先日、大規模な避難訓練も行われていたけれども、重大な事故というときに、日頃からの訓練というのが大事だと思うんです。こういうふうなただらとした状態でいいんだろうかと。私も多くの県民の皆さんが疑問に思っていると思うんですけども。その点で、後で四電に対してきちんと何かあればすぐに連絡が来るといような体制を申し入れしたんでしょうか。

金井危機管理政策課長

四電への申入れ等に関する御質問でございますけれども、実は、四電に確認したところ、四電におきましては、国、愛媛県庁には即刻報告に行き、その後、四国電力の今回の事象がA、B、Cどれに当たるかということ国とか愛媛県庁と判断していたとのことでもございました。実際に周辺県、私どもは立地県でなく周辺県でございますので、周辺県及びマスコミへのプレスリリースが17時40分といったことで通報を受けたところでございます。四国電力につきましては、迅速に対応していただいたと思っております。立地県と周辺県の違いというのを御理解いただければと思っております。

達田委員

放射性物質が含まれてなかったからということで、のんびり構えていたのかも分かりませんが、本当に事故というのは小さいいろんな失敗の繰り返しがあって、大きな事故につながってってしまうわけなんですよね。ですから、何かあれば、日頃から即連絡が来るというような体制を整えておくというのは、すごく大事じゃないかと思うんです。その点で、ちゃんと見直しをしていただいて、即連絡が来る、少なくとも水位が上昇しているとか、回収をしているという段階で連絡があってもしかるべきだと思っんです。そういうことで、是非申入れをしていただきたいと思います。

それと、1号機というのはもう40年を迎えているということで、私どもは、老朽化した原発というのは廃炉にさせていただきたいということを要望しているんですけれども、1号機を廃炉にしてほしいということを徳島県として要望されているんでしょうか。

須見委員長

小休します。(10時45分)

須見委員長

再開します。(10時46分)

達田委員

所管が違うということは分かります。でも、県庁各部署はつながっているわけですから、各部署で相談をなさっていると思うんです。どういうふうな方向で取り組んでいるかぐらい分かるでしょう。

金井危機管理政策課長

例えば、休止中の伊方1号機の廃炉とか再稼働についてのことでございますけども、この辺についてはエネルギー政策とか立地県の判断ということを最優先に考える必要があると思います。一方、徳島県では、防災の観点でいいますと、平成25年10月に徳島県地域防災計画の改定を行いまして、新たに原子力災害対策を盛り込んでおります。この中には、県外からの避難者の受入れのほか、県民の生命、身体、財産の保護を目的に初動体制の確保でありますとか、緊急モニタリングの実施、スクリーニング検査の実施、相談窓口の設置、緊急時の保健医療体制の確立などを盛り込んでおりまして、廃炉、再稼働する、しないに関わらず、今後万が一、本県に影響を及ぼす原子力災害が発生した場合は、この地域防災計画に基づき、しっかりと安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っております。

達田委員

先日、避難訓練をされている映像も流れていましたけれども、そんな訓練すること自体が本当に大変なことを想定していると思うんですよ。ですから、そんな訓練しなくてもいいように原発をなくしてもらいたいというのが私どもの大きな願いなんです。多くの徳島県民も願っていますので、現地の愛媛県で原発をなくしてもらいたいという声がたくさん

と大きくなっているという状況を見ましても、電力が足りている今、原発は要らないということで、危ないものはやめてもらいたいという声を是非届けていただきたいということを申し上げて次の質問に入らせていただきます。

これまで、防災委員会等でいろいろと取り上げてまいりました総括のようになるかと思うんですけども、那賀川をはじめ、災害のたびに大きな水害が起きるということで、その水害対策などを求めてまいりました。特に川の様子が変わってきて、川底がどんどん上がってきている。砂利がどんどん堆積してきて、昔はずっと下のほうに川があったのですが、もう民家と川の底が余り距離が変わらなくなってしまったということで、水害が起きてしまうという状況になっております。そういう中で、砂利をどんどん取るということは、もちろんしなければならないことなんですけれども、その大もとを断つということが大事だと思うんですね。山からどんどん崩れてくる。そういう山を山崩れの起きない山にしていくという治山対策が非常に大事だと思っております。そこでお尋ねをしたいんですけれども、今年度も治山に対しましては当初の予算で約23億を超える予算額が組まれていましたが、特にこの中で、県単の治山事業ですね、各市町村などで特に山間部、山崩れが起きて、直したいという要望が出てきていると思うんですけれども、なかなかやってもらえないというような声も伺っております。

そこで、市町村が出している要望に対して、今県単の治山事業がどれくらいやられているのか、その充足率につきまして、3年ぐらい前に遡って教えていただけたらと思います。

#### 相原森林整備課長

県単治山事業に対する充足率についての御質問でございます。

この12月議会におきまして、県単治山事業につきましては2,630万円の補正をお願いしているところでございます。県単治山事業の過去3年間の充足率につきましては、金額ベースでの市町村要望額に対しての県内予算額で説明をさせていただきますと、まず平成25年度でございますが、東部農林水産局が充足率が24.9パーセント、西部県民局におきましては10.3パーセント、南部県民局におきましては16.5パーセントということで、トータルで15.8パーセントとなっております。次に、平成26年度につきましては、東部が42パーセント、西部が35.9パーセント、南部が24.1パーセントで、全体として32.6パーセントの充足率となっております。今年度、平成27年度につきましては、東部が41.9パーセント、西部が34.5パーセント、南部が36.4パーセント、全体で36.8パーセントということで、過去3年を見ても、充足率については上昇しているというような状況となっております。

#### 達田委員

地域ごとに少しずつ数に違いはありますが、どちらにしましても要望の半分以下、3分の1以下というところもございますよね。そういう中で、ここの部分の予算を増やさなければ、どんどん山崩れが起きてくると。大きな崩れ、以前ありました木沢村などの大崩落、これに関しましては国からのお金が出まして、大きな工事をされて、今もやっていますけれども、県単の場合は、本当に長い間待っているというような声も伺っております。それを一つ一つ解決して、山を直していかないと、どんどん下に流れてきて、結局川が本当に危ない川になっていくということになると思いますので、この予算を大幅に増やして

要望に応じていくということが必要だと思うんですけども、その点いかがなんでしょうか。

#### 相原森林整備課長

県単治山事業に対します予算の拡充に向けた取組についてという御質問でございます。

県単治山事業につきましては、国庫補助の対象とならない小規模な箇所における治山対策というようなことで、できるだけ国庫補助の対象となるような工夫もしながら事業を実施しておりますが、県財政が厳しい状況の中、今後とも効果的な対策を推進するというのと合わせまして、当年度に発生をいたしました災害対応など、緊急性の高い要望箇所につきましては、本年度のように補正予算で対応できますよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

大きな災害がありまして、大きな山崩れがありますと、そのときは予算が付きますが、普段から山を崩れない山にしていくということを徐々にやっていかなければ、なかなか追いつかないんじゃないかと思うんですよね。それで、砂利を取ってくださいという要望がたくさん出ております。ですから、そこにもお金もかけなければいけないんですけども、大もとの山を守るというその事業に力を入れて、現実に本当に崩れにくい山となるように、予算化に力を入れていただきたいと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

#### 松本農林水産基盤整備局長

委員御指摘の治山対策費の拡充につきましては、国補事業の最大限の活用のほか、県単事業の拡充、さらには国への政策提言におきましても、きめの細かい治山対策が行えるよう政策提言も行っているところでございまして、例えば本年度におきましては、林野庁において、よりきめの細かい治山対策が重点的にできるような新規の補助事業も概算要求に盛り込まれたところでございます。引き続きそのような政策提言も含め、各種施策を総合的に活用しながら治山対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

私も山に住んでいたときに、山崩れというのを見まして、水害に遭って怖いめに遭ったという経験もございます。昭和50年に、木沢村の山奥が崩れてダムができました。そして坂州木頭川の水が台風であるにもかかわらず非常に引いていたんですね。高齢の方が、山奥が崩れているので避難しなければならないということが分かって、早目に避難をすることができたんですけども、若い人だけだったら、それは分からなかったと思うんですね。本当に大きな水がきまして、ダムが決壊して、そして名古ノ瀬地域というのが大被害を受けました。洪水被害を受けて、私たちも夜中に逃げて、公民館へ避難をしたというような経験もございますけれども、やっぱり本当に命に関わってくるということがございますので、是非とも山の状況をきちんと調べて、そして早めに対策をするということに力を入れていただきたいと思うんです。そこで、その山が崩れるかもしれない、ここは危ないというようなことを調べられていると思うんですけども、その体制はどうなっているんでしょうか。

相原森林整備課長

山地における危険を察知する対策はどうしているかという御質問でございます。

毎年度、治山事業につきましては国の補助を受ける県営事業や県単治山事業など、市町村も含めましてきめ細やかな対策をしているところでございます。その計画の際に、県の職員が山の調査を行っております。工事の発注後、工事監督に行く際にも、その周辺など、流域一帯の調査を行っているというのが一点でございます。

加えて、ソフト対策として、山地防災ヘルパー、現在137名の方を認定させていただいておりますけれども、地域に密着した方々からの山地防災に関する情報を随時頂いており、いち早く危険度の察知ということに努めているところでございます。

達田委員

災害を未然に防ぐ、命を守るという対策に力を入れていただきたいということを申し上げて次に移りたいと思います。

この11月頃から、徳島県下、マイナンバーの番号が送付されてきておりますけれども、このマイナンバーにつきましては、税とか社会保障に加えて、災害対策で活用ということが言われておりますが、災害対策で活用というのは、具体的にどういう場面で活用されるのでしょうか。

金井危機管理政策課長

災害時におけるマイナンバーの活用方法といった質問でございますが、委員お話のとおり、マイナンバーの利用範囲は社会保障、それと税、災害対策の3分野に限定されておりました、具体的には法律や条例で使い方を規定するといったものでございます。そのうち、法律、いわゆるマイナンバー法で規定されております利用できる事務としては97項目ありまして、このうち、災害対策の分野で利用できるのは3項目となっております。この3項目といいますのが、一つが被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務、二つ目が災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務、三つ目が災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務、この三点でございます。

達田委員

マイナンバーにつきましては、いろんな国民の意見がございます。それで、もしこの被災者再建支援制度、これを申請する場合に当たって、マイナンバーを出したくないという方がいた場合に、これは支給されないのでしょうか。それとも、何か別の方法があるのでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

マイナンバー法で定めます被災者生活再建支援法に基づきます再建支援金の支給、この事務に関しましては、内閣府の省令で定められているものとしまして、審査に必要な住民票関係情報となっております。したがって、住民票の代わりにマイナンバーでも申請を可能ということになっております。現在のところ、この具体的な運用、例えば様式等につき

ましては、内閣府で詰めていると伺っております。したがって、マイナンバーを拒否した場合に、制度が使えなくなるのかということにつきましては、一般的にこの住民票の関係の代替手段として使っていくということになりますので、恐らくはないのではないかと思います。詳細につきましては現在内閣府のほうで詰めている状況でございます。

#### 達田委員

ということは、生活再建支援制度など申請するとき、もし御本人が言いたくないという場合でも、それはちゃんと申請が受け付けられるということですよ。その場合に住民票等は、マイナンバーが本人から提供されなくても、地方自治体などの場合は、そこに地方公共団体の情報システム機構から番号をちゃんと取り寄せて書き込めるということになりますよね。ですから、本人は言いたくないと言っても、マイナンバーは書き込まれるのではないんですか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

マイナンバーをどういうふうに活用するかということにつきましては、現在内閣府のほうで詳細を詰めております。ただ、現在、その生活再建支援金の支給に関して使っていないのは、本人確認という趣旨で使っていますので、無断でそういうものを使うということはないのではないかと考えております。詳細は内閣府のほうで詰めておりますので、現在のところ、明確な方針というのは我々のほうでも把握をしておりません。

#### 達田委員

もう一つ、本人確認ということについてお伺いしたいんですけども、例えば大雨被害とかだったら分かると思うんですけども、例えば津波被害などの場合に、津波被害に遭われた方のお話なんか聞かしても、とにかく何もかも流されてしまって、免許証もない、貯金通帳も何もない、この人が誰かということを証明するものが何もないという中で、マイナンバーを持ってきましたという人はまずいないと思うんですけども。そういう場合に、身元確認というのは、どういうふうにされるのでしょうか。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

一般的な災害時のそういう生活再建などの給付につきましては、免許証や住民票などで確認をするということになりますけれども、今委員御指摘のとおり、例えば津波などの場合、一切合財流されてしまうということ、これは実際にあり得るのではないかと考えております。この場合に、どういうふうに本人確認をするかということにつきましては、現在何もない場合、明確な定めというのはございませんが、東日本大震災の際に、疎明する事項があれば、金融機関等でそういう弾力的な運用を行ったように聞いております。したがって、あくまで、これは本人が確認できるかどうかということですので、その要件、その証明する例えば住民票がないとか、免許証がないとか、マイナンバーのカードがないとか、そういうことでもって受給資格が失われるということではございませんで、何らかの方法で確認をするということを弾力的に運用してまいりたいと考えております。

達田委員

お話を伺った限りでは、別にマイナンバーがなくても本当に被災されて困った方にはちゃんと制度が適用できるということですよ。

坂東とくしまゼロ作戦課長

御質問の件でいいますと、恐らくはそうなるであろうと思いますが、具体的な運用は内閣府のほうで詰めておりますので、最終のお答えは、ここでちょっと差し控えたいと思います。ただ、マイナンバーの趣旨といいますのは、税であったり社会保障であったり災害対策という分野での効率的な支給、支援というものを目的としておりますので、それが逆に何かの足かせになるようなことというのは趣旨としてはないのではないかと考えております。

達田委員

マイナンバーの記載をする、しないでメリット、デメリットというのは、災害対策に関してはもうないということで確認をさせていただいて、次の質問をさせていただきます。

これまで、災害対策で家屋の倒壊というのを防ぐことが非常に大事だということで、住宅耐震化につままして何度も質問をさせていただいたんですけれども、今一番新しい数字で、どこまで進んでいるのか、お聞かせください。

坂部住宅課建築指導室長

ただいま達田委員から、木造住宅の耐震化の事業の実績等について御質問ございました。

まず、木造住宅の耐震化の耐震診断でございますが、平成27年度11月末時点の今年度の実績につまましては850件でございます。平成16年からのトータルにつまましては、1万5,776件。次に耐震改修、本格改修でございますが、平成16年度から行われております。今年度につまましては、11月末の段階で95件、16年度からのトータルにつまましては、1,127件。住まいの安全安心なリフォーム事業は、簡易改修工事と合わせて行うリフォームも対象としておりますが、こちらの事業につまましては、平成27年度の11月末時点で136件、トータルでは、平成23年度からでございますが594件。住替え支援事業、今年度新たに行った事業でございますけれども、11月末時点で49件となっております。

達田委員

木造住宅につままして、耐震化をしようという目標に対して、今どこまで進んでいるでしょうか。

坂部住宅課建築指導室長

木造住宅に関する耐震化の質問でございますが、平成26年度に改定いたしました徳島県耐震改修促進計画におきまして、住宅の耐震化率を平成32年度末に100パーセントとする目標を掲げ、市町村や関係団体と連携し、住宅の耐震化に鋭意取り組んでいるところでございます。平成25年度末の耐震化率につまましては77パーセントと、ここ5年で5パーセントアップしているものの、更なる取組の強化が必要と考えております。

平成25年度に行いました耐震診断を行った方を対象に耐震改修に対する意識調査を実施した結果では、工事を行う手続が面倒である、工事の内容や費用面について不安がある建替え、住替えの際の住宅除却費用の支援要望、工事業者の情報が不足しているという声が寄せられまして、今年度から支援制度を使い勝手のよい大幅に改善するワンストップで行える住まいの耐震改修支援パックを新たに設けることなどの事業を行っております。

#### 達田委員

木造住宅、空き家もどんどん増えているという問題もございますし、これから先、建替えをする方もいるかと思っておりますので、それがみんながみんな耐震化をする必要があるかという、そうでもない部分もありますけれども、それにしても、かなり多くの件数をこなしていけないと、平成32年末に100パーセントという目標になかなか届かないんじゃないかと思うんですね。それで、取組についていろいろ頑張っておられるということなんです。ここでお願いをしておきたいんですが、市町村によっては、住宅リフォーム助成制度に取り組んでおられる市町村もございます。これには、耐震ということをまず一番に掲げてはいないんですけれども、このリフォーム制度を利用される方がリフォームをしたいということで工務店等にお願いをしましたら、耐震化もしておいたほうがいいですよということでアドバイスされるそうなんです。ですから、非常に使いやすい制度にした中で、専門家が見れば、ただリフォームだけじゃなくて、耐震化をやるということで、そういう制度をどんどん広めていったほうが、住んでいる方のためにもなるし、安全度も高まるんじゃないか。そして制度も使いやすいんじゃないかというようなことが話されております。

そこで、徳島県の場合は安全・安心リフォームとか、非常に使いやすくなったとはいえ、まだまだ耐震化をしなければならぬという、それが一番にありますので、とっつきにくい面もあるんじゃないかと思うんですが、そういう点で、今多くの市町村がやっているような住宅リフォーム助成制度を県としても行って、そしてその中で安全度を高めていくという方法にしてはどうかと私はそう思うんですけども、そういう制度も取り入れていくというお考えはないのかお尋ねをしておきます。

#### 坂部住宅課建築指導室長

木造住宅の耐震化に合わせまして、住宅のリフォームの助成制度についての御質問でございます。

本県では、木造住宅の耐震化事業を平成16年度から実施を行っております。平成18年度には耐震シェルターや耐震ベッドなどの簡易な耐震改修工事に対しても助成する制度を開始いたしました。先ほど委員から御提案がございましたリフォームも合わせて行う耐震工事についての補助事業についてありましたけれども、平成23年度に全国に先駆けまして、簡易な耐震改修と合わせて行う断熱改修や段差改修などのリフォームへの助成を行う住まいの安全・安心なリフォーム支援制度を実施しているところでございます。全国では、このような簡易な耐震改修に対する助成制度を実施しているところは、本県を含め22県、四国では本県のみとなっております。

#### 達田委員

もう一つの問題が、これまでも取り上げてきましたお金の問題ですよね。費用がかかるということで、木造住宅の耐震化ができてない住宅にお住まいの方の多くが高齢者であるということで、少ない年金で細々と暮らしているという方が多いわけなんですね。耐震化といっても、お金がかかりますので、なかなか大変であると。経済的な負担を少なくするという意味でも、今の助成の仕方というのをもう一回考えて、本当に少ない年金で暮らしている方でも安心してそういう事業に申込みできるように、補助金のアップなどを考えるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

#### 坂部住宅課建築指導室長

先ほど御説明しました住まいの安全・安心なリフォーム支援事業につきましては、市町村に対しまして更なる自己負担の軽減を図るため、働き掛けた結果、現在では全ての市町村において10万円から60万円の上乗せ補助が実施されております。さらに、これらの補助制度に加えまして、本県から機会あるごとに国へ政策提言した結果、平成18年度の税制改正において、新たな制度として出された耐震改修促進税制では、所得税の特別控除として、耐震改修に要した費用の10パーセント相当額を25万円を上限に控除、固定資産税の税制措置として50万円を超える耐震改修工事を行った住宅の固定資産税を1年間2分の1に減額などにより、改修の補助と税制上の優遇措置を合わせて70万円を超える実質的な助成を受けることができるようになっております。

今後とも、耐震改修を希望する全ての県民の皆様の要望に応えられるよう、十分な予算を確保し、木造住宅の耐震改修へ取組を加速してまいります。

#### 達田委員

誰もが申し込めて、そして本当に安全な住まいになったと言えるような、そういう政策を是非お願いをしておきたいと思えます。

最後になりますけれども、昨日NHKのニュースで那賀川上流にカメラを設置というニュースが流れておりましたけれども、このことについて、どういう状況なのか説明を頂いて、質問を終わります。

#### 北川河川整備課長

ただいま委員から、ライブカメラについての御質問を頂いたところでございます。

ライブカメラにつきましては、当委員会におきましても達田委員、それから西沢委員からの御提案もございました。また、12月議会におきまして、杉本議員からの代表質問もあったところでございます。今回、ライブカメラにつきましては、木頭出原地区、那賀川にございます出原橋の周辺で1か所予定をしているところでございます。経緯につきましては、昨年の台風11号におきまして浸水被害を受けたことから、タイムラインをこの那賀川全域におきまして作ったところでございます。特に、4地区に分けましてタイムラインを作りまして、当地区につきましてはダムが上流にないものでございますから、どのような対策をするか国及び地元那賀町とお話をさせていただいたところでございまして、その中で、水位を従来なかなか確認できなかったため、今年度当初に量水標を出原橋の橋脚に設置、シールのようなものでございますが、そういうものを設置して、避難行動に役立てよ

うということでタイムラインを作成させていただいたところでございます。こうした中、今年も2年連続の浸水被害を受けたということで、更なる安全、確実に避難行動ができるよう木頭出原地区にライブカメラの設置を今予定しているところでございます。

#### 達田委員

そうしたら、県が付けたということで、私は、始まりだと受けとめたいと思うんですけども、那賀川の中流、それからまた、そのほかの河川でも水害がたくさん起きている所がございます。徳島市の園瀬川にしましても、水害が起きて困っているという所もありますので、どんどんと県が設置していただいて、本当に命を守るという対策に力を入れていただきますようお願いして終わります。

#### 西沢委員

まず、先ほど話があった原発の事故の件について、私もよく分からないので確認ですけども、そういう事故があった場合、また事故に近いような場合に、愛媛県庁と徳島県等への連絡体制というのはどう違うんですか。

#### 金井危機管理政策課長

実は、二重の情報提供の方法がありまして、現在やっておりますのは、四国電力徳島支店から直接メール、電話でこういった重大な事象が発生した場合には連絡が入るようになっております。ただ、愛媛県からも周辺6県と愛媛県との合意内容で、愛媛県からも入るようにはなっております。

#### 西沢委員

原発から直接ではないのですね。愛媛県庁は原発から直接ですか。それとも、四国電力を通じてですか。愛媛県庁は分からないね。でも本当だったら、一番早いルートを確保しておくべきじゃないかなと思うんですけどね。だから、一つは四国電力というよりも、原発のいろいろな事故とか故障だったら、直接原発のほうから愛媛県庁に連絡が行くべきであると私は思うんです。時間が一秒を争う場合がありますから。それと同じように、徳島県も、県庁にはそういうホットラインを通じて直接かかってくるべきじゃないのかな。そういう早く正確な情報というのは現場からの情報だと思うんです。又聞きしていたら、例えば四国電力のほうに伊方原発からいったと。その場合には、四国電力は確認作業を当然しますよね。四国電力から徳島支店にまた来ると。それなら、徳島の出張所にも確認作業をしなければいけない。それでまた、徳島県庁に来る。ではなくて、伊方原発のほうから直接話が来るとなると確認作業は必要ないよね。そんなことからいくと、非常に時間のロスがあるんじゃないですかね。例えば、徳島県庁もそれによって避難しなければいけない。受け入れるだけじゃなくて避難しなくてはいけない人がいらっしゃるでしょう。三好の人だったら、即逃げなければいけないこともあり得るんじゃないですか。それが逃げるかどうか分かりませんが、そういう情報をすぐに市町村に流さなければならぬし、正確な情報をいち早く入れて、その後、それに対する体制をとると。それは直接じゃなかったら、能率が悪いんじゃないですかね。いかがでしょうか。

金井危機管理政策課長

伊方原子力発電所のトラブルに関する情報体制の話なんですけれども、先ほど申しましたが、マニュアルでは四国電力徳島……（「マニュアルはいいです。そうしなくてはいけないんじゃないですかということ。」と言う者あり）分かりました。ちなみに、本県、三好市におきましては、伊方原発から132キロメートル離れております。国におきましては、やっぱり半径30キロメートル圏内というのをUPZを定めて、特に重点的に早く避難をする体制ということで。本県の場合は、立地県でないということで、ちょっと遅くなっているところがございますので、この辺につきましては、四国電力の体制等も確認しないと何とも言えないところがございますので、持ち帰って検討させていただきたいと思います。

西沢委員

できるだけ早く、直接情報を欲しいと。それと、例えばそこでホットラインを作ったとしてね、今だったら四国電力の徳島支店からの情報でしょう。徳島支店のほうには、四国電力又は伊方原発のほうからホットラインがきているわけですが、どんなことがあっても情報は流れる体制になっていますか。だから、情報がここまで入らなかったら、こちらには入りませんよ。だから、情報がきれいにいち早く流れていく仕組みというのを確認しておかなかったら、人任せではいけないと思うんですね。それは確認できてますか。

金井危機管理政策課長

四国電力本社と四国電力徳島支店の間は、メール等最近進んでいますので、そういうので迅速に情報提供は伝わっていると思っておりますが、また四国電力とは再々情報伝達訓練とかも行っていきますので、そういった中でいち早い情報伝達の体制の構築に努めてまいりたいと思っております。

西沢委員

例えば、電源が落ちたと。伊方原発が何かあって停電になったと。なら、当然それだけではなくて、情報というのは非常電源で流れると思いますけれども。やっぱり情報が確実に早く流れるというのを、これは入るだろうじゃなくて、ここまでどうやって入るのかということも含めて、確認作業というのをしておかないといけないんじゃないかなと。そして、確実に入ると。それをいち早く、どういうふうに各市町村に流すのかと。確認作業しなくてもいいぐらいの情報をちゃんと確実にところから聞いて流すのが一番だと思って、できたらそんなことも検討してほしいなと思います。

それから、今のコンピューターの関係ですけど、県庁内のパソコンなんか見てましたら、机の上に置いてますね。地震が起こったら、そのまま大丈夫ですかね。倒れて壊れるものも多いんじゃないですかね。県庁内のメインコンピューターというのは私も見たことないんですけども、これは耐震性は大丈夫ですか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

県庁内のコンピューター……（「どこにありますかね。」と言う者あり）コンピューター

の関係ですけど、今は情報システム課の所管になっておりますけれども、業務システムにつきましては、それぞれの分野ごとにサーバーというものを設置しておりますが、これらをクラウドという形で庁外に出すという傾向がございます。庁内に置いておかないといけないもの、庁外に出せるもの、それぞれございますが、基本的な流れとしては、東日本大震災以降、庁内ではなくて外へ出していく。例えば、我々の災害情報に関するものにつきましては、今東日本のほうに出しております、庁内にはそういうコンピューターは置いていないという状況でございます。

#### 西沢委員

そういう各部署のメインコンピューターみたいなのあるんですね。そんなのは、部外へ置いてあると。同じ災害でやられない所に置いてあるということですね。でも、そこからの連絡はちゃんと行くんですね。いろんな角度でできるようになっているんでしょうね。だから、その受入態勢のコンピューターは、耐震性も含めて大丈夫なようになっていますね。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

一般的なお話としましてお答えをさせていただければと思いますが、そのクラウドで接続している場合は、インターネットを経由して接続している場合が最近は増えています。例えば、これを専用線で接続をした場合でありますと、その専用線が切れてしまうと通信ができなくなるという問題がありますが、インターネットの場合は、例えば衛星回線であったり、普通のWi-Fiであったり、いろんな形でインターネットに接続をすれば、その先は世界中が一つの網になっておりますので、迂回路はたくさんあるという形になります。したがって、インターネット経由という形のもの、それがその先にクラウドという形で置いておくこと、こういったことで災害に対する耐性というものはとれていると考えております。

#### 西沢委員

一応、各パソコンなんかからも情報は得られると、LANで。そういう形になっているわけですね。結局、どこかで一つにまとめて県庁内に置くというんじゃないかと。でも、その中で受ける側がいろいろ地震で倒れたりして、そんなことないように、県庁、特に災害後に使わなければいけないものが倒れて使えなくなるというんじゃないかと、今の状態だったら、多分かなりのパソコンが使えなくなるんじゃないかなと、そんな気がしますね。だから、そのあたりも気を付けて使える体制づくり、これは県庁内だけではないですね。各災害拠点施設なんか、特にそういうことをちゃんとやらなかったら、病院なんかでもパソコンなんかやられると、かなり動きがとれなくなるんじゃないかなと。先生方はパソコンで作業しますので、大変厳しくなるんじゃないかなと。そういういろんな機械、機器だけじゃなくて、そういうところまで配慮しなくてはいけないんじゃないかなと思いますね。もう一遍そういう目で見直してもらったかなと思います。

それから、地籍調査ですね。各市町村が地籍調査をいろいろやって、徳島県は遅いというようなこと、特に海部郡が遅いというようなことが言われております。お金がなくてな

かなか大変だという声も聞こえてきますけれども、今一生懸命ばたばたやっているような気がします。今、現実にはここの部署で分かりますかね。地籍調査の在り方。やっぱり災害時には地籍調査をやって非常に効果があると聞いていますので、分かりますかね。

井筒農林水産部次長

地籍調査についての御質問でございますが、委員おっしゃるとおり、地籍調査につきましては、土地の所有権や境界等を明確にすることで、土地の取引であるとか公共事業の円滑な実施等に資することはもとより、災害時の早期復旧、復興に大きな役割を果たすという非常に重要なものとして認識をしているところでございます。そういった中で、徳島県におきましては、26年度、27年度と重点的により進めていくということで、予算につきましても大幅な増額を頂きまして実施をしているところでございます。それで、現在の県全体の進捗率でございますが、26年度末で33.2パーセントになっているところでございます。

西沢委員

海部郡だけ言ってください。各町。

須見委員長

小休します。(11時32分)

須見委員長

再開します。(11時32分)

井筒農林水産部次長

失礼いたしました。海部郡3町におきます26年度末の進捗率でございますが、牟岐町が8.0パーセント、美波町が3.0パーセント、海陽町が2.0パーセントとちょっと低くなってございますけれども、これは、海部郡内の町におかれましては、着工年度が少し遅うございまして、牟岐町が平成23年度、美波町が平成25年度から開始をされていると。さらに海陽町におかれましては、旧の宍喰と海部、海南と合併されたわけですがけれども、その中でも取組がされてなかった町がありまして、3町合わせた合併の中で今言うような2パーセントと少し低い数字になってございます。ただ、近年におきまして……(「計画のほうを言ってください、今後の計画。3町の。」と言う者あり)

須見委員長

小休します。(11時33分)

須見委員長

再開します。(11時34分)

井筒農林水産部次長

失礼いたしました。計画というのはまだ具体的なものではございませんけれども、牟岐

町におきましては、対象面積が56平方キロメートル、美波町では140平方キロメートル、海陽町では317平方キロメートルを実施していくということになっておりまして、27年度予算におきましては牟岐町で約2,900万円、美波町で約6,200万円、海陽町で5,400万円の事業費で実施をしていただいているところでございます。

西沢委員

それで何パーセントですか。

井筒農林水産部次長

これの実施によりまして、27年度末が幾らになるかというのは現在のところつかめておりません。申し訳ございません。

西沢委員

最終的に、やっぱり今何パーセントあって、今一生懸命やって何パーセントに上がっていくというところが、これだったらどうなっているのかなと思ったんです。確かに、大変遅れていて、今頑張っている最中だというのはよく分かるんですけど、もう一つは、特に災害後にそれらが非常に役立つという中では、やっぱり津波なんかでやられる所や町中を先にやっていただいて、山の中はやりやすいんですけどね。ただ、やりやすいかどうかは持っている人の関係もあるけど、一応町の中でやられて、後でぐちゃぐちゃになったら分からないような所は早くやってほしいと思うんですね。

それともう一つ、被災して、ぐちゃぐちゃになって、地籍調査をやっているのも場所が特定できるというのは、例えばどこかにポイントを押さえてくれているのか、こういう体制はとれているんでしょうか。

井筒農林水産部次長

先ほどの説明で少し補足させていただきますと、先ほど言いましたように、県の予算を大幅に伸ばしていただきまして、先ほど33パーセントの進捗率ということでございますけれども、県全体で毎年1パーセントから3パーセントずつ実施率が上がっております。全国平均で見ますと、0.4パーセントということで、全国の3倍ぐらいのスピードで進捗は進めているところでございます。

それと、先ほどおっしゃいました津波浸水区域を重点的にとということでございますけれども、県としましては、重点エリアというのを設定いたしまして、その津波浸水被害関連区域あるいは中央構造線直下型地震関連区域、さらには山地災害関連、中山間地域、関係の方が高齢になったりして、境界確認が難しくなってくるというようなことで、こういった三つの箇所を重点エリアとして推進しているところでございます。

それと、もし被災した後の地籍踏査、データの復旧でございますが、それぞれ市町村のほうで管理をしていただいているわけですが、地籍調査が終われば法務局にそのデータがいますので、現場のほうで復旧するとなれば、法務局からデータを提供いただいて、それなりの技術を持った測量会社へ市町村なりが委託していただければ、再現は可能となるところでございます。

西沢委員

各市町村に言えば、すぐに場所は分かるということですね。だから、市町村が業者に頼んで、それでポイントを把握してやってもらうということで、時間がかからなくてもできるということですね。分かりました。そうやって聞いたら、非常に使い勝手がいいので、どんどんそういう所を中心にやってほしいと思います。

一つ気になるのは、地籍調査をやると、その後、法務局に届出して、ものすごい時間がかかりますね。1年か2年ぐらい後に。それまでの間は、町預かりなんですかね。地籍調査して終わっていても、それを書類に載せるのが大分遅いのは、何ですか。

井筒農林水産部次長

委員がおっしゃるとおり、地籍調査につきましては現地で境界立会していただいて、その境界を確認した後、測量しまして、それを成果としてまとめて、法務局に提出していくと。そして法務局でそれを受取していただいて、最終的なものとして完成するわけがございます。委員がおっしゃいますように、法務局での作業がやはり時間がかかっているのが実態と聞いております。それで、県と市町村、あるいは法務局の方々で意見交換をする、情報交換をするような場を毎年設けておりまして、その場で県から、市町村からできる限り早急な処理をお願いしているところでございます。

西沢委員

法務局の事務処理に時間がかかっているというんですか。

井筒農林水産部次長

地籍調査自体にも、最初に調査する区域を決めまして、その土地の現在の状況を調べまして、関係者に現場での立会をお願いします。そして、その現場で立会したものをくいに落としまして、それを測量して図面にして、そしてデータ化して法務局に送る。そこまでもかなりの時間がかかります。

西沢委員

それが約どのくらいですか。

井筒農林水産部次長

一定の地籍調査の工程というのがあるんですけども、約2年ぐらいかかるという予定で進めている状況でございます。

西沢委員

現実的にその土地を売買する時に、個人的に地籍調査をやる場合だったら、売買する時に測量して、すぐに法務局に行って認めてもらうと。そんなもの即決ですよ。でも、市町村がやる地籍調査になると非常に時間がかかるから、個人だったら即できているのかなと。ところが、やってないものだから、それによってトラブルが起きる可能性がある。2

年も3年も、下手したら3年かかるのと違うのかな。2年以上かかるのが普通常識なのかなと思ったりするんですよね。すごく時間がかかる。何でかなというぐらいかかる。このあたりは、できるだけ早くやってもらおう努力をしてもらわなかったら、何かその後で、その間に何かあったら、やりとりの中で、逆にそれを利用して先回りのようなことがあったら困りますね。そのあたりは非常に気になります。そこらあたりをできるだけ早くやってもらおうようによろしくお願いいたします。

最後になりますけども、この11月30日に水道管耐震化率が25.6パーセント、要するに重要施設ですね、病院や避難所、災害時の重要給水地施設に配水する徳島県内の水道管のうち、耐震性を満たしているのは2014年3月末時点で25.6パーセントとなっていますね。私が今まで言ってきたのは、水道管だけではなくて、水源地とか貯水池とか、そういう特に重要施設なんかは、管がいくら耐震化できていても水源地が潰かってしまったらいけないし、それから貯水池が地震によって壊れてもいけないし、その間の水源地から貯水池までの管が壊れてしまったら、全く機能しないし、そして各病院に送る管がどうかと、そう思うんですよね。その前に、例えば3病院プラス1、4病院ですね。これは、新しい海部病院は水槽を造るということになっています。その水槽が、災害時にどのくらい持つのか。そのときに、ほかから給水していくわけですかね。給水車か何かによって。それで、水源地から貯水池に行って、貯水池から病院のほうに直接管を通すのか、本館の中でやるのか知りませんが、このあたりはどういう計画をしているんですかね。

#### 近藤病院局経営企画課施設整備推進室長

ただいま海部病院の貯水施設についての御質問でございますけれども、海部病院につきましては、1週間は持つような貯水施設を整備してございます。

#### 西沢委員

全体的にはどう調べるのか。何をもって計画するのか。

だから、先ほど言いましたように、どういうルートで、又は貯水槽なら1週間しか持たないと。そういう被災者、けがした人なんかはその1週間で終わればいいですけど、そんな状態じゃないですよ。災害が大きければ。だから、ずっと災害後も機能しなければいけない。水が必要なだけなければいけないというのが病院だと思うんですよね。それが、水がなかったら大変なことになりますよね。だから、そのためには、貯水槽の1週間だけでいいのか。じゃあ、それが切れたときはどうするのかということもずっと計画しておかなければいけないですね。

まず、海部病院だけでいったらどういう計画なんですか。なかなか難しいと思うんですよ。要するに、牟岐町自身の水道の関係がどうなっているのかとか、そんなことも影響しますので、県自身が独自で計画立てて売わけにはいかないと思いますけども、ただ、それが機能するようなことを全体計画の中にちゃんとやってほしいですね。貯水槽が切れたときには、給水タンクから水をどこから運んでくるのか。これは優先的に運ばなければいけませんね。でも、飲み水だったらそんなに簡単に病院だけというわけにはいかないじゃないですか。やはり、一番いいのは、水源地がやられないこと。その水源地から貯水池にちゃんと送れること。そこからいろんな所へ、まず各災害拠点の所に、病院とか災害拠点

の所にちゃんと送れること。その次に、一般のほうにできるだけ多く送るなど、私は順番があると思うんですけどね。それが一つ順番が狂ったら機能しないことが始まりますね。水道の関係が。

だから、確かに難しいですよ。川の横、津波にやられる所にほとんど水源地ありますよね。水源地は水がなかったらいけないのだから、水が流れている所から取りますからね。川の中又は川の横から取るのが多いですけども、だから、やられる所が多いので、その水源地をどうするのか。水に強いと、津波に強いと、地震に強いという体制を、例えば安全な所に移転できるものなら移転して、できないのだったら、そこでどうにかしなければいけないですね。そうしないと、南海トラフでやられたときに、ほとんどの水源地がだめになり、いつ直るのかなと。簡単に直りませんよ、多分。ポンプを仮にどうにかしたところで、配電盤か、あんなものが潰かったら、替えるといったって、全国のかなりの面積がやられていて、それを復旧しろと言ったって、じゃあ1年でできる、2年でできる、5年でできるという話をしなければいけないですね。

だから、そのあたりをできるだけやられないような仕組みづくりを考えて、県、市町村だけでは、そういう水道事業だけではだめなので、国のほうにそういう対策をちゃんとしてもらうように。それでお金も出してもらって、早急にその水源地対策、貯水池対策、それからこの耐震化対策、管の耐震化ですね、そういうのも含めてトータルでちゃんと国のほうにやってもらわなかったら、今、水を配給している住民の方々からお金をもらっている、それだけの事業では無理だと思うので、そこらあたりを詰めて、国のほうに提言してほしいんですけどね。いかがですか。

#### 西條安全衛生課長

今、西沢委員のほうから災害時の水の確保についての御質問を頂戴しているところでございます。

まず初めに、応急給水についてでございますけれども、こちらにつきましては、災害時におけます応急給水の水道施設の応急復旧の円滑化ということを目的にいたしまして、平成18年3月でございますけれども、協同組合徳島県設備協会との間で災害時における応急給水及び水道施設への応急復旧の支援に関する協定といったことを締結してございます。また、この協定に基づきまして、現在、被災市町村から応援の要請を受けたときには、被災市町村の支援に当たるために、県からこの協会に対しまして要請を行うことにしております。また、県内の上水道の事業体でございます19市町村が会員となっておりまして、日本水道協会徳島県支部でございますけれども、こちらのほうに要請いたしまして、上水道、水道の水の確保をいたしまして、応急給水を行う体制をとっているところでございます。先ほど委員の御指摘ございましたように、特に病院等、支援が急がれる所については、先ほど言ったような体制を通じまして、できるだけ応急給水に努めてまいりたいと考えているところでございます。

国に対しましては、今年も政策提言の中で行ったところでございますけれども、こういった南海トラフに関しまして、震災災害を受けるような所につきましては、しっかりと先ほど委員の御指摘ございましたような耐震化に向けての支援ができるように、支援体制も充実していただけるように要請をしてまいりたいと考えているところでございます。

## 島尾病院局経営企画課長

先ほど海部病院の水源といいますか、災害時の水の確保につきまして御質問いただいたところでございます。

海部病院におきましては、7日間の病院で水を確保する水源でありますとか施設を備えることといたしております。本来、町の水道等から供給される水の確保につきましては、水道事業者でございます牟岐町と十分協議をしてまいりたいと考えております。

## 西沢委員

例えば、各病院なんかであったら、井戸から水が出ていて、それをちゃんと使えるものかという確認をして、また浄化して使えるものだったら、その量も確保できたらすよ、それならずっと使えますからね。でもそんなにうまくいきませんよね、場所によたらね。井戸水が出ない所も場所的にある。そうなりますと、やはり水道水頼りと。被災してない所から水をどんどん供給していただくと。じゃあ、ずっとするんですかね。水道はなかなか復旧しないと、ずっと供給してもらわないとしようがないですね。だから、原点に立ち返って、水源地とか、貯水池とか、その間の耐震、本当に必要最小限の所がやられない方法論をとると。もし、それがうまくいけば、各家庭の復旧の水洗いなんかは非常に楽になるんですね。どこかから給水車がきていたのでは水の取り合いになって、それから水洗いするといったって、少ししか水洗いできない。となると病気のまん延になりますし、余分にまたいろんな別の対策を練らないといけないということになってくるので、やはり水がちゃんと出る、出ないというのは、すごく影響するわけですね。どこかから水を持ってくる程度では済まない非常事態が長期間、何年どころではないくらい続く可能性がありますから、そんなことがないように、まずできる所は引っ越したり、耐震化をするのでも、津波にやられる所だったらどう処理するのかということも含めてちゃんとしなかったら、いつ復旧するか分からないような状態の中で、計画的にずっとやるというのは無理がありますよ。だから、そこらあたりは国のほうにもお願いして、まずこういう必要最小限のところはどうするんだということで提言して行って、早急にやってもらいたいと思いますから、部長。

## 黒石危機管理部長

今委員からありましたように、災害時の水の確保というのは重要な課題でございます。やはり水源地、そして上水の施設、そして送水管で貯水池、水タンクですね、それに送って、そこから管路で重要給水施設に配ります。今の災害時、特に重要給水施設への管路が非常に重要であると思います。

実際、やはり市町村の特別会計の状況を見ておりましたが、やはり財政的に非常に厳しい状況になっています。そういった状況もございまして、やはり、この管にしても、1キロメートルでやるというふうに、対策するのに1億円以上、水源地にしても数億円単位、負担金もそうです。それ以上の費用がかかります。

そういった状況を見ますと、やはり国のそういった助成制度というのは非常に重要でございまして、県としましても、本当は全域をやっていたらいいんですけども、やは

り急ぐ南海トラフ地震の津波対策の特別強化地域については、やはり早急に、今の地方負担だけでやってください、これを撤廃していただきたいということで提言を行っているところでございます。更に国に対して強く申し入れたいと思います。よろしく申し上げます。

須見委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(11時55分)

須見委員長

それでは、再開いたします。(13時03分)

長池委員

先週、豪雨災害までいくのかどうか分かりませんが、突然木曜日の夜、深夜にかけて非常に大雨ということで、その被害状況とか私余り確認はしてないんですが、小松島のほうでもあれだけ短期間に風と雨が降りますと、浸水とか冠水する所が多少出たようであります。県下各地で出たんじゃないかなと思います。軒先とかいろいろ冠水された方も、改めて土のうがあつたらいいなとか思ったりはしたんですが、今日はこの議論はもうやめておきます。是非推奨していただけたらなと思いますというのは、前回の続きです。

今日は、土のうでは防ぎようがない津波のことについて、ちょっとお話といたしますか、確認したいことがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今小松島で、命山と言ひますか、いわゆる高台、土を盛っていますか、ああいう避難場所であつたり、津波避難タワー、また避難ビルというんですかね、そういうのを指定して、とりあえずは津波から逃げる場所を確保しているとは思ひますが、そもそもこの地域は足りているとか、この地域はちょっと足りてないとか、避難場所ですね、そういう設置というか、基準というのがあるのかどうかというのをまず疑問に思ひました。このぐらひの人口にはこのぐらひ要るとか、このぐらひの高さの津波が来る所にはこういうものが要る、そういう国の方針とか県の方針はあるのかないのか。また、大体そういうのを設置するのは市町村の役割だつたように思ひますので、市町村がどういふ基準でやっているのかなというのを疑問に思ひましたが、それに併せて、徳島県内のそういった津波に対する避難場所の確保というんですかね、そういう状況、今どんな状態なのかというのもお教へいただけたらと思ひております。

坂東とくしまゼロ作戦課長

まず、津波からの避難に関する基準とか計画の有無、それから県内の津波からの避難に関する避難場所等の確保状況という御質問でございます。

まず、津波避難の場所、避難場所、避難所等の設置基準というのについて御説明申し上げます。基本的に津波に関しましては、即時避難ということが基本になっておりますが、津波から安全かつ迅速に避難していただくために、沿岸部の10市町、北島、藍住も含めまして10市町、県がお示しをしております津波浸水想定、こちらで浸水区域がある10市町につきまして、平成25年度末までに全ての市町で津波避難計画というものを策定していただいております。

この津波避難計画の中では、津波避難対策の検討というのを行っておきまして、まず浸水区域の中にお住まいの方々、この方々が津波避難ビルなどを使わずに域外に移動ができるかどうか、これがまず第一段階としてございます。その上で、移動ができない場合、この移動の距離につきましては津波の到達時間、これが地域ごとに異なりますので、それぞれ市町ごとに基準が異なっておりますが、この移動が必要な場合に、津波避難の経路、この設定を行って、到達時間までにその域外に避難することができない地域につきましては、避難困難地域として抽出をしております。この津波避難困難地域、この中で、さらに津波避難ビルなど、避難が可能な一時的な避難をする場所が確保できる地区、こちらについては、一時避難可能地域としまして、それもないような場合、その場合に特定避難困難地域として抽出をしております。この特定避難困難地域の解消というものが津波避難の確保、津波避難が可能となるということになるんですけども、これにつきましては、各市町におきまして津波避難ビル、これの選定であったり指定であったり、それから新たな避難経路、避難場所の確保、そして避難場所につきましては、例えば津波避難タワーでありますとか、小松島で今進めております盛り土の高台、いわゆる命山ですけども、こういったもの、それから高速道路ののり面の使用、こういったいろんな方法によりまして、施策を検討していただいております。

現在、この特定避難困難地域、この解消に向けた取組につきましては、それぞれこの津波避難計画の中で進めていただいているんですけども、地形、それから人口密度の違い、それに財政状況などの事情がありまして、必ずしも均一には進んでいない状況でございます。この中でも、例えば避難ビルになるような高い建物が比較的多い都市部におきましては、これらを積極的に活用いただきまして、避難困難地域の解消のめどが立っている所が多くなっております。また、県南におきましては、南部の山地が直接迫っている、余り平野がなくて、直接山が迫っているといったことから、地形を生かした山の斜面、急傾斜地の斜面などに避難路を整備するでありますとか、建設残土を使った命山、それから避難タワーの整備などを行うことで避難場所の確保を進めていただいております。

今後につきましても、例えば南進する高速道路ののり面を活用した避難場所の整備なども行っていただくことで、この特定避難困難区域の解消に取り組むと伺っております。

#### 長池委員

特定避難困難地域という、多分住民の人が聞いたら、かなり不安に思うような地域なんだろうなと思います。ここはそうですよとは公に公表しているのかどうか分かりませんが、例えば小松島でいいますと、既に市民全員に防災マップみたいなのが計画に基づいて配布されております。津波の想定の高さとか、そういったものも含めて、私が住んでおります市の北部は、結構それなりに建物がありまして、避難ビルというのが指定されているようでして、その避難ビルというのにマークが付いているんですね。割と密集していますので、選んでも行けるぐらい、家になくても、近所であったらあそこに逃げようという感じで日赤病院があるなど、非常に有り難い状況なんですけども、市の南のほうに行くと、そのマークが1個か2個ぐらいしかないんですね。多分、特別避難困難地域でないのかなと思いますが、今までもずっと繰り返されてきた議論だと思うんですけども、基本は市がしっかりと計画を立てて、それを県がサポートするようになるんでしょうけども、もう一步踏み込んで、しっか

り県が、その特定避難困難地域の解消に向けて、もっと積極的に働き掛けることができないのかなというのが私の率直な意見でございます、何かそういった今後の方向みたいなものがありましたら答弁いただきたいと思えます。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

特定避難困難地域の解消に向けた県の考えということの御質問でございます。

まず、小松島市の状況について御説明を申し上げますと、比較的特定避難困難者が多い地域としまして、和田島地区でありますとか金磯地区、こういった所が挙げられますが、まず和田島地区につきましては、市立の小学校の耐震化と同時に、屋上を津波避難施設に整備をいたしまして、屋外階段を設置いたしました。こうした形で屋外階段の設置によりまして、まず避難施設の確保を行っているところです。また、小松島のニュータウン地区、こちらでは盛り土式の津波避難施設の準備を行っている聞いております。また、金磯地区につきましては、津波避難を迅速に行えるように、幹線の金磯月輪線、これの拡幅、それから狭隘部きょうあいの踏切の拡幅に取り組んでいまして、その路線の中間点に新築の葬祭場の工事が予定されていると伺っております。この屋上部分に津波避難施設の整備を行うという形で伺っています。その他の地域につきましても、南中学校の建設でありますとか、市立学校や市の施設等の耐震化と同時に、津波避難施設としての指定を行った所があると伺っております。

県が、これからこの特定避難困難地域の解消に向けての関わり方としましては、既に平成23年度からとくしまゼロ作戦緊急対策事業、こちらのほうに我々取り組んでいるんですけども、事業開始から約5年が経過をしまして、津波避難計画の策定の進捗状況、まずこの確認を私どものほうでも市町の方々と一緒に関わっていきたいと考えております。その際に、やはり財源的なところが必要になってまいりますので、それにつきましては、引き続きゼロ作戦緊急対策事業、そちらのほうで関わっていきたいと考えております。また、財源につきましては、そういう特定避難困難地域につきましては、例えばタワーを設置するということとなりますと、やはりかなりの資金が必要になってまいります。そのために、9県知事会とか、それから我々徳島県としましても政策提言、こちらの中で特別措置法に基づいて強化地域における補助率のかさ上げが行われているんですけども、それに加えて、緊急防災減災事業債、こうしたもの、これは28年度末で一旦切れるとなっているんですけども、これの延長でありますとか恒久化といった提言を行っております。

特別強化地域におきましては、県内で8市町指定されておりますけれども、津波避難緊急対策事業計画というものをそれぞれ市町で定めていただきますと、かさ上げが得られるということで、小松島もこの計画については策定いただいております、今後御活用いただけるものと考えております。今後につきましても、この避難困難地域、なかなか全てをすぐに解消するというわけにはいきませんが、計画的に市町とともに我々のほうでも関与を行いまして、最終的には解消に努めてまいりたいと考えております。

#### 長池委員

避難するのはそれぞれの住民の方ですから、多分いわゆる自助ですね。一緒に逃げると

いう共助もあると思いますが、そういう自助、共助をいかにサポートするというか、そういう気持ちを持続してもらおうと。自助というのは風化していつにいつか、東北の東日本の大震災が起こってからがピークだとしたら、少しずつ下がってきているんですね。ですから、我々の公助がその下げ幅をサポートしていくという意味でも、近くに避難場所ができたというだけでまた少し上がりますし、そういうふうなことで、国、県、市、いろいろあると思いますが、全て市民から見れば公助ですので、そこがしっかりと下支えをして、本当にゼロを目指さなければいけないと思うんです。先ほどもNHKのテレビを見ていたら、坂東課長がすばらしいシステムの説明をされていて、これこそ公助だという気はしました。あれは公助でいいんですよ。あれは本当に公助の技術が上がっているんだなというので感心しました。公助というのは結構上がっていくものなんですけど、自助というのは下がっていくもので、その点を踏まえて、しっかりと取り組んでいただけたらなと思っております。

もう一つ、自助についてですが、先日、私宛てにこういう封筒が届きまして、難病長期療養疾患病者患者のとくしま災害支援手帳というのがあるんです。現物はこれです。こういうのが届きまして、中身を見ると、いわゆる災害時に対して、難病指定、特定疾患とも言うんですが、そういう人の基本データをここにに入れて、持ち出し袋の中に入れておいてくださいよという形のもので。特に、そういう方は病名は言えてもうまく症状が言えなかったり、プロというか、そういう医療関係者がこれさえ見れば分かるということで、非常にいいものが届いたなと思っております。私も特定疾患患者ですから、こういうのがきたんだなと思うんです。これぐらいの認識なんですけど、せっかくいいものですから、ちょっとPRしようと思って取り上げたんですが、この活用方法というのをもう一回確認したいんですが、よろしくお願いします。

#### 藤井健康増進課感染症・疾病対策室長

ただいま長池委員のほうから、とくしま災害支援手帳に関する活用方法についての御質問を頂きました。

このとくしま災害支援手帳につきましては、委員のお話にもありましたとおり、発症の原因が不明で治療方法も確立されておらず、長期の療養が必要とされる難病患者の方々におきましては、大規模災害が発生した場合の避難の際に、特別な配慮が必要となる災害時要援護者となることを踏まえまして、避難の際や避難所での生活におきまして、患者本人の病状ですとか、かかりつけ医の情報、あるいは内服薬等の情報をその手帳に記載しておくことで、避難所で支援をする者に対しまして、必要な情報を迅速かつ的確に伝えることですとか、また避難の際に必要な生活用品等を災害時持ち出しリストとしてお示しすることで、日頃から患者本人に対しても先ほど長池委員がおっしゃられたような自助の意識を啓発することを目的といたしまして作成したものでございます。作成に当たりましては、本年度の災害医療推進基金を活用いたしまして、患者団体でありますとくしま難病支援ネットワークに作成を委託することで、患者の立場から見た伝えたい情報として、例えば日常生活上の自立度ですとか、普段受けている医療処置、あるいはアレルギーの情報など盛り込むなどいたしまして、工夫を凝らしているところでございます。このとくしま災害支援手帳につきましては、先ほど委員のお話にもありました特定疾病医療費助成制度の

受給者全員に対して郵送で配布させていただきまして、こうした普及啓発に取り組んでいるところでございます。

#### 長池委員

ビニールカバーも今袋を見たら入っていきまして、よくできているなどと思いきまして、せっかくよくできているので、特定疾患という方以外にも、欲しい人はもらえないのですか。

#### 藤井健康増進課感染症・疾病対策室長

今、長池委員のほうから特定疾病医療受給者以外にもというお話でございましたが、現在自宅に郵送していますのは、特定疾病医療受給者のみでございましてけれども、やはり受給者以外にも災害時に支援が必要となる患者さんはいらっしゃると思いますので、御希望の方には県内各保健所に置いてありますので、そこにきていただければ配布できるようにしたいと考えております。

#### 長池委員

これも多分、自助だと思うんです。こういうことを手にして、記入しながら備えなければいけないものを考えたりするという、そういう自助を底上げするというか、下支えするという意味で、非常にいいツールだと思いますので、私の周りでも宣伝しておきます。

一点、ちょっと気になったのが、30ページにあるんですが、持ち出しリストというのがあるんです。小さいこのぐらいの持ち出しリストなんですが、その中に、治療に必要な器具や毎日飲まなければならない薬は7日分は準備しておきましょうとあります。確かに、器具が必要な方いらっしゃいますし、毎日飲まなくては体調がおかしくなってしまう、私なんかそうなんです。1日3食の食後に必ず飲まなくてはいけない薬がありまして、2年ぐらい前に同じような議論を防災委員会で私がしたことがあるんです。というのは、その薬の個人の備蓄という観点からであります。その時も、非常に微妙な曖昧な議論にはなりました。というのは、やはり薬というのは、治療のための薬ですので、処方としては必要な日数に必要な分量だけしか処方しませんので、それを備蓄用としては処方してもらえないと、今でもそうだと思うんですが、ただ、私も実は3日分ぐらいはタッパに入れて備蓄というか、いざという時のために置いてあるんです。ここには、赤い文字で7日分は準備しておきましょうとあるので、方針が変わったのかと思ったんですが、そのあたりの見解といいますか、ちょっと教わりたいと思うんですけれども。

#### 藤井健康増進課感染症・疾病対策室長

ただいま、手帳の中にある常備薬が7日ほど準備しておいてほしいという記載のところ、その薬品の備蓄との関係での御質問でございました。

大規模災害の場合に、県としても医薬品の備蓄には努めているところでございますが、必ずしもそういった発災時に必要な薬が患者の下にすぐ届けられるとは限らないことから、先ほど申しましたような自助を進めていただく観点から、患者団体の意見もお聞きしながら、7日間程度の常備薬を目安として準備しておいてほしいという趣旨で記載させていただいております。なお、備蓄としての処方というふうなことになりますと非常に難し

い部分ございますが、医師と相談の上、1か月を超える長期処方というものも可能となっておりますので、薬が切れる前に早めに次の処方をしていただくなどいたしまして、患者自らも災害時の常備薬の準備に努めていただくように、この手帳の配布によりまして啓発を行ってまいりたいと、そのように考えております。

#### 長池委員

個人個人に処方されている薬ですね、これは東北でもそういういろいろな事例を聞きましたら、やっぱり流されてしまって、その薬が欲しいんだけど、避難所に薬は届くんだけど、どの薬を処方していいか、医療関係者も困ったと。最低限何日か、3日分若しくはここにある7日分ぐらいの自分が必要とする薬は、自分で身を守るという意味では、ここに記載されているとおりでと思います。私も、2年前の防災委員会の議事録を見ますと、最近聞かないようになったんですが、2年前はローリングストックという言葉で県は広めていきたいという話がありました。要は、食品をいつも3日分買うのを4日分買うことで、それを回しながら家庭の備蓄力を高めるという意味において、多分薬も同じような考えだと思ふんですね。これは備蓄だからといって余分に処方はできませんので、それをうまく個人個人がしっかりと備えると、万が一に備えるということだと思ふので、そのあたり、その部分を誤解がないように、しっかり説明していかねばならないと思ふんですが、基本的には、この薬、自分で自分の身を守る、それこそ自助を喚起するという意味で、非常にいいことだと思ふので、是非そのあたりも含めて推奨をしていきたいと私も思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ふます。

#### 元木委員

私からは、昨年度の12月の上旬に大雪で倒木流木の被害がありまして、それから1年を経過したということで、改めまして、総括的な今後の取組についてお伺いできたらと思ふます。

おかげをもちまして、大雪による集落の孤立化対策というような角度で県中心にいろいろ取り組んでいただきまして、かなり県民の方々の意識も高まって、今後の取組につながったんじゃないかなと心から御礼申し上げる次第でございます。ただ、今におきまして、地元の河川の周辺ですとか、道路を走っておりますと、やはり倒木の爪痕が残っています。電信柱も折れたままで、電線が応急処置のまま残っているという状況ですとか、あるいは河川の中にもまだ撤去ができてない木がありまして、この対策もしていただきたいと感じているところでございます。こういうような中、今後の流木、倒木の撤去について、どのように取り組んでいくのかということについてお伺いをしたいわけでございますけれども、倒木が河川内に流木として流れ込まないように、流木を捕捉する設備、施設というのも全国的にはいろいろな研究がなされているように伺っていますけれども、県内において、こういった設備、どのような整備の状況であるのか、またあるいはどこに、いつからそういった設備を整備される予定であるのかについてお伺いできたらと思ふます。

#### 大和砂防防災課長

ただいま河川内に流木として流れ込まないように、流木を捕捉するような施設の整備と

いうことで御質問を頂いています。

砂防事業におきましては、砂防えん堤の整備によりまして土石流対策と併せまして流木対策を実施しているところでございます。砂防えん堤は、えん堤そのものにも流木捕捉効果があるものとされておりますが、平成以降には本堤水通し部に鋼製などのスリットを設けた透過構造とすることで、流木捕捉機能を高めました透過型砂防えん堤の整備を進めてきております。現在、徳島県内で62基が整備されております。近年、土石流危険溪流におきまして、全国的に流木被害が発生しており、流木対策の重要性が増していることから、本県では新たに計画いたします砂防えん堤につきまして、原則といたしまして本堤または副堤にスリットを設けるなど、流木捕捉効果の強化を図っているところでございます。また、国におきましても流木対策の強化に向け、流木対策設計技術指針の改定が予定されているところでございます。今後とも、改定予定の指針も参考にいたしまして、流木対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

#### 元木委員

倒木を防ぐための効果の高い設備を導入していただいているということで心強く感じている次第でございます。是非この度の倒木の被害というのを教訓にして、これまで以上に流木、倒木という観点からの設備の充実、更新等を積極的に進めていただきたいと思いますという次第でございます。

それに加えまして、無論、倒木等が起こらないための対策というのももちろん重要でございます。森林管理重点地域を設けて、公有林化をしておられる地域もございまして、そういった地域については是非積極的にそういった抑止の観点も含めて樹木の伐採ですとか、あるいは杉の木が折れやすいということであれば、樹種、ヒノキの植え替えですとか、そういった未然抑止の観点からも併せて取り組んでいただいて、住民の方が少しでも安心・安全、孤立化されても安心できると、できれば孤立化されないような対策を進めていただけたらと思っている次第でございます。

あと、関連にもなるわけでございますけれども、河川の維持管理についても併せてお伺いしたいと思います。一応地元におきましても、河川内の樹木がかなり手つかずの状態が残っておりまして、何とかしていただきたいというような御要望もございまして。最近の水の量もそれほど県管理の河川でも大きな流れは少ないとは聞いていますけれども、もしゲリラ豪雨ですとか、そういった集中的な豪雨によりまして、急に大水がきたときに、樹木が流れ出してしまっていて、災害につながっていくんじゃないかと、こういった心配もされておられる方もいらっしゃるわけでございます。こういった中、河川内における立木の対策についてはどのように進めていかれるのかお伺いをします。

#### 北川河川整備課長

河川内における立木についてどのように対策を進めているのかという御質問でございます。

県管理河川におきましては、定期的な河川巡視ということで、支障木の状況をまずは第一に確認する。そして、管理上支障のある立木等の除去を維持管理の一環として実施しているところでございます。それに加えまして、私どもとしては県民との協働による河川の

維持管理ができるように、県民の皆様に伐採と持ち帰りをお願いする公募型伐採を昨年度、県管理河川では初めての取組として、阿波市大久保谷川で試行させていただいたところがございます。今年度も引き続き大久保谷川において実施することといたしております、11月11日から25日まで募集をしたところがございますが、5区画の募集に対しまして、現在18名の公募がございまして、27日に抽選をしたところ、5名の方に伐採をしていただくことということで進めております。

今後とも、災害を未然に防止する災害予防の観点に立ちまして、適切な河川の維持管理に努めることはもとより、民間の活力を導入するといった取組を積極的に推進し、流域にお住いの皆様が安全・安心を実感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 元木委員

公募型伐採で大久保谷川を中心に取り組んでいただいているということでございます。是非この官民協働型の新しい取組を県全域に普及をさせていただいて、なるべくコストのかからない手段でこういった身近な樹木の、あるいは草刈りも含めて対策を進めていただいて、住民の方が安心できる仕組みづくりもお願いをできたらと思っている次第でございます。ちなみに、この公募型伐採で持ち帰った方というのは、何に使われているのでしょうか。

#### 北川河川整備課長

募集の時に、皆様にお聞きした状況でございますが、まきという形で使うということまではお聞きしているところでございます。

#### 元木委員

昔は、お風呂を沸かすのにまきを使う家が私の地元でも多くて、周辺に生えているそういった雑木等を使ってまきとしてお持ち帰りいただいて、それを利用されている方も多いように伺っているわけでございますけれども、近年は皆様方御案内のとおり、オール電化の推進ですとか、そういった事情によりまして、まきを使う家が本当に減ってきたなど、それに伴う環境の変化というのも著しいのかなということも感じているところでございます。こういう中で、この公募型伐採というのが増えるほど、こういったまきストーブのような、まきを活用した製品のニーズというのが高まってくるんじゃないかなと感じているところでございます。今、まきストーブというのはかなり値が張るということも聞いておりまして、これをもう少し安く手に入るような形にすれば、もっとまきの利用が有効に進むんじゃないかなという御意見も伺っているわけでございますけれども、このまきストーブの普及ということについて、県としてどういった取組を行っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

#### 相原森林整備課長

今、河川内の支障木のその後の利用ということで、まきストーブの活用と普及というお話でございましたが、まきストーブということではないんですが、木質バイオマスの利活

用ということで、県のほうも推進をしているところでございます。今現在は林業関係の中で、木材の加工施設や公営の温泉などのボイラーに活用しているというような状況でございまして、現在40基のボイラーが整備されております。そのほか、木材の加工工場やスポーツ施設、温水プールなどの熱源にするような活用もされているというところでございまして、まきストーブについては、個人の方の活用ということになろうかと思っておりますけれども、そういった個人に対しての支援というのはしておりませんが、こういった木質バイオマスの利活用については、非常に今後も大切なこと、地球温暖化防止の対策にもなるというようなところでございますので、活用に向けて、県としても考えてまいりたいと思っております。

#### 元木委員

御答弁いただきましたとおり、地球温暖化対策ということも世界的なニーズで皆様方関心を持つ方もおられることと思えます。是非この河川の整備と樹木の有効活用、あるいは砂利等が堆積していますので、こういったものを今進めていただいている吉野川の堤防整備ですとか、そういったことにも有効活用いただいて、一石二鳥、三鳥の取組が進むように皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げる次第でございまして。

それで、最後に今回せっかくこの防災の活動計画を頂いていますので、これにつきまして、特に石油の安定供給に向けた施策について少しお伺いできたらと思う次第でございまして。先般、東京におきましても、南海トラフ地震等に対する緊急防災対策促進に係る大会というのがございまして、私も参加して全国各地から国、県、市町村問わず、関係者の方々がお集まりになっていただいて、この地震対策の今の切迫した課題あるいは緊急性ということを実感したところでございます。この時に、石油の安定供給の取組を御講演いただきまして、少し何点か私自身もうちの県はどうなのかなということに気がかかった点をお伺いできたらと思えます。御案内のとおり、石油製品の備蓄ということが一つの課題となっていて、この防災活動計画の中にもこのランニングストックと情報共有等の記載があるわけございまして、そして何を取り組むべきかということもあろうかと思っておりますけれども、一般論でいえば、石油の備蓄を今の状況より増やしていくことが大事であるというようなお話だったわけございまして、県の石油製品の備蓄の状況ですとか、今後この今の量をどう増やしていくのか、あるいは現状維持、減らしていくのか、経済状況もあろうかと思っておりますけれども、こういった点についての御認識をお伺いできたらと思えます。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

石油の県内の備蓄状況と安定供給、災害時の安定供給ということについての御質問でございます。

事前委員会で御報告をさせていただきました徳島県広域防災活動計画、こちらの中で、拠点施設等につきましては、県の方針というものをお示ししているところなんですけれども、現在、この備蓄につきましては、基本がランニングストックという形になっております。ランニングストックの中でも、中核SS、それから小口燃料配送拠点というのを県内でそれぞれ定めておりますが、県のほうで特に中核SSについては、軽油、それからガソリン、これを2.5キロリットル以上保持していただくということをお願いしております、

そのための保管の経費というものを我々のほうで支援をしているところでございます。

ランニングストックにつきましては、小口の燃料配送拠点、こちらのほうでお願いをしているところなんですけれども、基本的にはそれをなかなか増やすというのは保管場所の問題でありますとか、それから経済的なコストの問題がございますので、現状難しいのではないかと考えております。その代わり、この計画の中にも少し触れておりますが、情報共有、その時にどこにどれだけの量が入ってくるのか、それから国のほうでは4日目以降、プッシュ型で様々な支援を行うということになっております。その中にも燃料供給というのが含まれておりますが、そうしたものがどこに入ってくるのか、この点について情報共有をしまして、例えば石油連盟との間で協定を締結している中では、病院とか官公庁等重要な防災拠点になるような場所につきましては、例えばそこにタンクローリーが入っていけるか、その道路の幅員でありますとか、それから供給口の形状、こうしたものについての情報共有をしまして、東日本の時にはそういう情報がなかったために、せっかくローリーが入っていったのに供給ができなかったという反省がございまして、それを踏まえて情報共有を行っているところでございます。

情報共有につきましても、県の石油商組合等と災害時の情報共有システムというものの中に御参加いただいて、元売り各社から供給があった場合に、その情報を事前に頂いて、活動に役立てていきたいと考えております。

#### 元木委員

是非、県としても主体的に石油の備蓄アップにつなげていくような施策を進めていただきたいと思っております。そしてまた、この備蓄と合わせて、石油製品の物流確保に向けた訓練等を含めた取組というのも重要なわけがございます。この中でも県警察ですとか道路管理者との連携や、あるいは道路整備を含めてやっていきたいということは取り組んでいただいていると感じているわけがございますけれども、こういった物流全般について、四国あるいは関西圏を見据えた形で大型の地震がきたときの物流確保に向けた県としての取組の現状と今後の課題等について、お伺いできたらと思います。

#### 坂東とくしまゼロ作戦課長

物流の確保ということについてでございます。

例えばコンビニでありますとか大手スーパー、それから徳島県の場合、物流事業者としては、徳島県トラック協会、こういったところと協定を締結をしまして、その中で、各社さんの情報を頂きながら、物流の確保に努めているところでございます。その際に、私どものほうでは道路の通行状況、こうしたものにつきましても、どこが通れてどこが通れない、それから避難所がどこに開設をされている、それから活動拠点はどこに設置をしている、特に沿岸部になりますと、津波の浸水がありますので、通常の拠点が使えないということも想定されます。そうした情報をこうした物流業者でありますとか、それぞれの協定事業者さんのほうに情報提供を行いまして、効率的な活動に努めてまいることとしております。

#### 元木委員

是非物流という観点も積極的に見据えた取組を進めていただきたいと思います。

この資料を少し見ていまして、輸送上の機能に問題がない場合の記載等があり、輸送上の機能強化というの必要なわけでございますけれども、その輸送上に問題が起こった場合にどうするのかということとか、例えば港湾がやられてしまって、港から一時入ってこないような状況が起こった際ですとか、いろんな何パターンかのシミュレーションというのは当然できると思うので、そういった幅広い観点でこの物流のいろんなパターンを県としても検討していただいて、有効かつ効率的、効果的な物流体制の構築についても前向きに取り組んでいただけたらと思う次第でございます。

次に、県もそうなんですけども、県やマスコミ、また官公庁関係全般等で何かあったときに自家発電用の燃料というものも常に備えておかなければならないんじゃないかというような御指摘もあるわけでございます。県をはじめとしたいろんな重要な施設に、こういった自家発電用の燃料というのは大体どの程度の期間持つような想定でストックされておられるのか、先生の教えによりますと、最低3日間を目標に、できれば一週間程度持つような形でしていただけたらということで、そのあたりはいかがでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

自家発の連続運用できる燃料備蓄についての御質問でございます。

これ、それぞれ考え方があろうかと思いますが、徳島県の場合、特に通信に関して申し上げますと、基本的に72時間の連続運用をできるだけの燃料備蓄というものをそれぞれの通信拠点、例えば無線でありますと局舎というのが山の中にあるんですけども、そうした山の中も含めて、72時間の連続運用が可能な状況になっております。その他の重要施設につきましても、一般的にはやはり72時間というものを一つの機能維持、基準として考えておりまして、それを超えるものにつきましては、この広域防災活動計画、それから国の計画等の中の物資の支援、こういうものの中で、そういう拠点に対して重点的、優先的に供給を行うという方針で対応していきたいと考えております。

元木委員

是非、こういった観点もしっかりとお含みおきを頂きまして、この広域防災活動計画、本当に実になるものにしていただきたいと思いますということで、しっかり盛り上げていただいて、県民の安全・安心につなげていただきたいと思いますと思う次第でございます。

最後に、小松島の委員がいらっしゃいますので、このEMGマーケティング、小松島油槽所というのが国の応急活動計画において油槽所として定められているわけでございますけれども、この油槽所の今の現状、アクセス道路の整備ですとか、今後この油槽所の機能強化に向けてどういった取組が行われていくのかということについても併せてお聞きしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

現在、国の応急活動計画において定められております油槽所としましては、委員御指摘のEMGマーケティング小松島油槽所、これは小松島市にございますけれども、これ1か所に県内ではなっております。このアクセス道路等につきまして、現在、この広域活動計

画の中で、いろいろ書いておりますけれども、基本的なスタンスとしましては、全てが浸水区域の外にあるというわけではなくて、浸水のパターンとしては、我々が出している最大の浸水深の場合は、浸水するエリアというものも含んでおりまして、その代わりに代替施設等を使えるものとして書いている所もございます。

燃料供給に関しましては、県内で1か所ということになりますので、問題がなければここで優先的に道路啓開を行うし、そうでない場合については、他県からのルート、例えば坂出のほうから入ってくるでありますとか、そういうふうなルートの確保というものを優先的に行う、その時々判断ということになるかと思えます。

#### 元木委員

是非この油槽所の内容についてもしっかりと見ていただいて、ここがしっかり機能してくればいいわけですが、万が一のことも考えて、その次の手段、また次の次の手段と、いろんなパターンを組み合わせていただいて、是非効果的な石油の供給体制を構築していただいて、県民の安全・安心に取り組んでいただきますように御要望いたしまして終わります

#### 須見委員長

以上で質疑を終わります。

次に請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の3「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

#### 佐野教育長

①の一、「各市町村の小・中学校の校舎耐震化率100%をめざし、県として十分な財政措置をすること」につきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成20年度末の約55パーセントから大きく進捗し、平成26年度末では、約98パーセントとなりました。国では、これまでも耐震化に係る補助制度の拡充や地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところであります。県といたしましては、国に対して更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってまいりました。平成27年度につきましては、予算枠が厳しい中、耐震化に係る要望については、全て採択されたところであります。また、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設しております。

①の二、「津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めること」につきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、避難訓練等の充実を図るとともに児童生徒の安

全な避難場所の確保に努めております。

須見委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

須見委員長

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第4号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(13時55分)